

沿岸漁業改善資金審査基準票

1. 審査事項

審査事項	審査項目・チェック項目	適否	申請内容 (金額：千円) (漁協記入欄)
借受資格	① 申請者は借受資格者 (沿岸漁業者、特定認定中小企業者、促進事業者) か。 ア 遊漁兼業である場合は、当該貸付内容は沿岸漁業の経営に係るものか。 イ 装備する漁船は、20トン未満か。 ウ 申請者が未成年者の場合は法定代理人が、70歳以上の場合は後継者が連帯債務者となっているか。 エ 申請書類に誓約書及び役員等名簿は添付されているか。 (千葉県暴力団排除条例関係)	適・否 適・否 適・否 適・否	住所 (電話) 氏名 (年齢) 所属漁協 漁業種類 船名 トン数 登録番号 CB 後継者名 (申請者との関係) →70歳以上の場合のみ記入 (年齢)
事業計画	② 事業内容は適正か。 ア 見積書は原本か。 イ 貸付けの対象となる機器等の種類及び費用か。 ウ 見積額が書かれているか。計算は正しいか。 エ 下取りがある場合、下取り金額が分かる資料が添付されているか。 オ 検査手数料の分かる書類が添付されているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	資金区分 資金種類 機器名等 メーカー及び型式 事業費
	③ 借り受けようとする資金は利用可能か。 ア 過去に同じ貸付メニューを利用していないか。重複貸付に該当する場合は認められる理由があるか。 イ 事前着工はしていないか。 ウ 償還期間が当該漁船の耐用年数を超える場合、船舶耐用証明書が添付されているか。 エ 漁船用環境高度対応機関の貸付申請の場合、使用中の推進機関は設置後5年を経過しているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	重複貸付に該当 (いずれかに○) 有・無 根拠：取扱要領 理由： 使用漁船の材質 進水年月日 推進機関設置年月日
	④ 申請額は適正か。 ア 当該貸付内容の貸付限度額の範囲内か。 また、当該資金種類の貸付限度額の範囲内か。 イ 借入残高との合計額は5,000万円以内か。 ウ 申請額は1万円単位となっているか。	適・否 適・否 適・否	貸付内容：貸付限度額 申請額 資金種類：貸付限度額 借入残高 総額：貸付限度額 50,000 借入残高
	⑤ 資金計画は妥当か。 ア 協調融資となっていないか。 イ 補助残融資となっていないか。	適・否 適・否	
償還計画	⑥ 償還期間及び据置期間は規定の範囲内か。	適・否	償還期間 据置期間
	⑦ 償還計画は妥当か。 ア 収支実績及び収支予想から、年度別償還に無理はないか。 イ 収支予想は過大ではないか。 ウ 償還額は1万円単位か。(端数は第1回で調整)	適・否 適・否 適・否	(直近の実績) (次年度の収支見込) 水揚金額(A) 経費(B) 漁業損益(C) 漁業外損益(D) 経常損益(F) 償還額 初回 2回目以降
	⑧ 連帯保証人は適正か。 ア 1漁業者あたりの貸付金の合計額が300万円を超える場合は2人以上か。 イ 住所は原則として千葉県内か。 ウ 70歳以下か。 エ 所得を確認しているか。 オ 相保証ではないか。 カ 保証人は申請者から財産や収支の状況等に関する情報提供を受け、債務を保証することに同意しているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	氏名 住所 年齢 申請者との関係 職業 年収 経常損益 氏名 住所 年齢 申請者との関係 職業 年収 経常損益
事業効果	・経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業従事者の福祉向上に資するか。 ・漁協は信漁連に申請内容を報告しているか。	適・否 適・否	

2. 必要書類

各資金共通		必要に応じて添付	
<ul style="list-style-type: none"> 申請書 誓約書及び役員等名簿 事業計画書、別紙「収支計画及び償還計画」 見積書 カタログ (仕様・性能がわかるもの) 漁協の副申書 連帯保証同意書 (⑧カ) 	<ul style="list-style-type: none"> 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無 	<ul style="list-style-type: none"> 下取り金額がわかる資料 (②エ) 検査手数料のわかる資料 (②オ) 申請者の水揚高又は所得を確認できる書類 (⑦ア) 保証人の所得を確認できる書類 (⑧エ) 船舶耐用証明書 (③ウ) 	<ul style="list-style-type: none"> 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無
<ul style="list-style-type: none"> 様式は規則で指定されているものか。 記入漏れがなく、正確に記載されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 適・否 適・否 		

(注) (1) 「申請内容」欄は、漁業協同組合が記入する。

(2) 「適否」及び「有無」欄は、水産事務所が記入する。

(3) 運営協議会は、千葉県沿岸漁業改善資金運営協議会運営要領に基づき、意見等を別紙様式にて提出する。